**提出書類**

○：必ず必要 △：該当する場合に必要　　　×：不要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | | | 備考 | 届出の区分 | | | チェック  欄 |
| 一般 | 液石 | 冷凍 |
| 高圧ガス販売事業届書 | | 一般 | 高圧ガス(液石則、冷凍則の適用を受ける高圧ガスを除く。)の販売 | ○ | × | × |  |
| 液石 | 液化石油ガスの販売（液化石油ガス法の適用を受けるものを除く。） | × | ○ | × |  |
| 冷凍 | 冷凍設備等に封入した冷媒ガスの販売 | × | × | ○ |  |
| 委任状 | | | 届書の代表者欄が代表取締役以外の場合は必要 | △ | △ | △ |  |
| 個人 | 住民票 | | ３か月以内に発行した原本又はコピーで、マイナンバーの**ないもの**に限る。 | ○ | ○ | ○ |  |
| 法人 | 登記簿謄本 | | ３か月以内に発行した原本又はコピー |
| 販売計画書 | | 一般 | 販売計画書（一般則） | ○ | × | × |  |
| 液石 | 販売計画書（液石則） | × | ○ | × |  |
| 冷凍 | 販売計画書（冷凍則） | × | × | ○ |  |
| 法第１５条で定める貯蔵に係る基準及び法第２３条で定める移動に係る基準の対応表  **（伝票販売の場合は不要）** | | 一般 | 一般則第１８条第２号、第５０条の基準適合表 | △ | × | × |  |
| 液石 | 液石則第１９条第２号、第４９条の基準適合表 | × | △ | × |  |
| 冷凍 | 冷凍則第20条(第27条第2号)の基準適合表 | × | × | △ |  |
| 法第２０条の６で定める販売に係る基準の対応表 | | 一般 | 一般則第４０条の基準適合表 | ○ | × | × |  |
| 液石 | 液石則第４１条の基準適合表 | × | ○ | × |  |
| 冷凍 | 冷凍則第２７条の基準適合表 | × | × | ○ |  |
| 引渡し先の保安状況を明記した台帳の様式 | | | 法第２０条の６第１項による台帳 | ○ | ○ | ○ |  |
| 帳簿の様式 | | | 法第６０条第１項による帳簿 | ○ | ○ | × |  |
| 販売所案内図 | | | 最寄り駅、幹線道路等からの案内図 | ○ | ○ | ○ |  |
| 販売所見取り図（平面図） | | | 販売所内の容器置場がわかるもの | ○ | ○ | ○ |  |
| 貯蔵設備の構造を示す書面  **（伝票販売の場合は不要）** | | | 容器置場（残ガス容器置場含む。）の寸法がわかるもの | △ | △ | △ |  |
| 販売する高圧ガスの供給元（仕入先）について、以下のいずれか  ・販売事業届の控え  (自治体の受理印のあるものに限る。)  ・販売事業届受理証(又は許可証)の写し | | | 供給元が複数の場合は複数分を添付 | ○ | ○ | ○ |  |
| 周知文書**（備考欄のガスのみ）** | | | ・溶接又は熱切断用ｶﾞｽ  （ｱｾﾁﾚﾝ、天然ｶﾞｽ、酸素、液化石油ｶﾞｽ）  ・燃料用の液化石油ｶﾞｽ  ・在宅酸素療法用の液体酸素  ・ｽｸｰﾊﾞﾀﾞｲﾋﾞﾝｸﾞ等呼吸用空気等 | △ | ○ | × |  |

**注意事項**

・高圧ガス販売主任者の選任が必要なガスについては、高圧ガス販売主任者選任届も同時に提出して下さい。

・「高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳」には、少なくとも次に掲げる事項を記載して下さい（様式は任意）。

【一般則の場合】

１　引渡先の名称及び所在地

２　当該引渡先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）の氏名

３　イ　圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者（以下「Ａ」という。）にあっては引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地

ロ　直接消費者に販売する者（Ａを除く。）にあっては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等

ハ　消費者に直接販売しない販売業者にあっては、販売先の販売業者の届出年月日

【液石則の場合】

１　引渡先の名称及び所在地

２　引渡先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）の氏名

３　引き渡した容器の種類及び数量

４　消費者に直接販売する販売業者にあっては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由

５　卸売業者にあっては、引渡先の届出年月日

【冷凍則の場合】

１　引渡し先の名称及び所在地

２　当該引渡し先に対する販売上の保安責任者の氏名

３　イ　使用者に直接販売する販売業者にあっては、引渡し先の高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無

ロ　それ以外の販売業者にあっては、引渡し先の法第20条の４の届出の有無の確認

様式２１（一般則第３７条、液石則第３８条、冷凍則第２６条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス販売事業届書 | 一般  ~~液石~~  ~~冷凍~~ | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年　　月　　日 |
| 名称（販売所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 販売所所在地 | 〒 | | |
| 販売する高圧ガスの種類 |  | | |

　年　　月　　日

　　　　　代表者　氏名

奈良県知事　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者氏名 | |  |
| 連絡先 | Tel |  |
| E-mail |  |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

委　　任　　状

　私儀、　　　　　　　　　は、　　　　　　　　　　を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

　　高圧ガス保安法に基づく、高圧ガス販売事業届出に関連する一切の件

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　 名　　　　称

　　　　　　　　　　　　代表者　氏名

高圧ガス販売計画書

（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

１　販売の目的

□溶接・溶断用　□化学工業用　□医療用　□スクーバダイビング用　□冷媒用

□気密試験用　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）

２　販売区域

３　販売の方法・販売する高圧ガスの種類及び最大貯蔵量等

（適宜行を追加すること(別紙でも可)）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ガスの区分 | ガスの名称 | 貯蔵量 | 販売主任者 | 販売方法 | 配送方法 |
|  |  | ㎥･kg | □選任 □不要 | □直送 □貯蔵 | □自社 □委託 |
|  | ㎥･kg | □選任 □不要 | □直送 □貯蔵 | □自社 □委託 |
|  |  | ㎥･kg | □選任 □不要 | □直送 □貯蔵 | □自社 □委託 |
|  |  | ㎥･kg | □選任 □不要 | □直送 □貯蔵 | □自社 □委託 |
| 合計 | | ㎥･kg | － | － | － |

　　注１　販売主任者の選任が必要な場合は販売主任者届を提出すること。

　　注２　「直送」とは、容器置場を所（占）有しないで販売すること、「貯蔵」とは、容器置場を所（占）有して販売することを指す。

４　帳簿類

　　□　法第20条の６第１項及び第60条第１項に基づき、次のとおり備え、記載及び保存します。

　　　　□　引渡先保安台帳（保存期間：引渡継続期間）※様式を添付

５　周知に関する事項

　　□　法第20条の５第１項に基づき、別紙の周知文書を備え、周知します。

６　容器の貯蔵について

容器置場の面積　　　　　㎡

７　法20条の６で定める販売の技術上の基準に関する事項

　　□　別記１のとおり遵守します。

８　法第15条で定める貯蔵の技術上の基準に関する事項

　　□　別記２のとおり遵守します。

９　法第23条で定める移動の技術上の基準に関する事項

　　□　別記３のとおり遵守します。

10　保安教育に関する事項

　　□　法第27条第４項に基づき、従業者に保安教育を実施します。

11　高圧ガスの供給者名

所在地

名　　称

代表者名

許可又は届出年月日

許可又は届出受理番号

12　販売所の電話番号等

電　　　話

担当者氏名

13　販売開始予定日

※冷凍保安規則用

別記１（販売に係る基準）

（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第20条の６第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項**

**【冷凍保安規則第27条の基準に対応する事項】**

□　冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもって行います。（１号）

□　冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。（２号）

□　高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳（別紙）を備えます。（３号）

別記２（貯蔵に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第15条第１項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項**

**【冷凍保安規則第20条の基準に対応する事項】**

□　冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。（27条２号）